

アノネ音楽教室 入会契約約款

アノネ音楽教室における指導に関する契約は、この約款の定めに従います。

(契約の成立)

第1条 (1)アノネ音楽教室における音楽学習指導に関する契約は、入会する児童(以下、「入会生徒」といいます)の保護者(以下、「生徒保護者」といいます)がその当事者となります。保護者とは、入会生徒を適法に入会させることができる関係にある者をいいます。

(2)生徒保護者が、体験授業時に配付されたこの約款・要項ならびに会員規約(以下、これらを総称して「アノネ音楽教室約款等」といいます)を承認のうえ所定の入会申し込み手続きを完了し、株式会社グランドメソッド(以下、「グランドメソッド」といいます)が当該入会生徒の入会を承認したときは、グランドメソッドとの間に、その申し込み内容およびアノネ音楽教室約款等に従った契約(以下、「本件契約」といいます)が成立します。

(3)本件契約は、入会生徒1名ごとに成立するものとします。

(役務の提供および対価の支払)

第2条 (1)グランドメソッドは、本件契約に基づき、入会生徒に対し、本件契約において生徒保護者が選択したコース・カリキュラムに従った所定の音楽学習指導を提供します。

(2)生徒保護者は、本件契約に従って、所定の費用・料金等を、所定の方法により所定の期日までに支払います。

(音楽指導)

第3条 (1)音楽学習指導は、所定の場所で所定の指導時間内に提供します。

(2)野外体験その他特別のカリキュラムについては、別途必要な事項を定めます。

(3)本件契約に基づく音楽学習指導、コンクールや受験の可否結果、入会生徒あるいは生徒保護者が企図する成果が挙がることについて、グランドメソッドは一切保証しません。

(契約期間・自動更新)

第4条 本件契約の期間は、原則として1か月間を単位とします。ただし、グランドメソッドが提供するコースの対象学年を終了するか、生徒保護者あるいはグランドメソッドから期間満了の月の10日までにグランドメソッド所定の方法により契約を更新しない旨の申し出がない限り、本件契約はさらに1か月単位で自動的に更新し、以後も同様とします。

(解除)

第5条 (1)入会生徒または生徒保護者が以下のいずれかに該当するときは、グランドメソッドは、本件契約を将来に向かって直ちに解除することができます。

1)アノネ音楽教室約款等の定めに違反し、グランドメソッドの求めにも関わらず是正されないとき

2)授業料その他支払うべき金銭を3か月以上滞納したとき

3)虚偽の情報を登録したことが確認されたとき

4)グランドメソッドの円滑な業務運営あるいは他の入会生徒の適正な学習活動を妨げる行為をし、グランドメソッドの求めにも関わらず是正されないとき

5)グランドメソッド、その従業員、他の入会生徒または生徒保護者を誹謗中傷し、あるいはその信用や名誉を害する行為をしたとき

6)教室内で、あるいは教室関係者や他の生徒・その関係者に対して物品等の販売・宣伝行為を行い、グランドメソッドの求めにも関わらず是正しないとき

7)教室内で政治的あるいは宗教的活動をし、あるいはそれらに関わる団体への勧誘行為をしたとき

8)生徒保護者またはその親族が、暴力団員、暴力団関係者またはその他反社会勢力に所属しているとき、または所属している旨を表明したとき

9)その他、これらに準ずる重大な事由があり、契約を継続することが困難と認められるとき

(2)本条に基づく契約の解除は、グランドメソッドによる損害賠償請求を妨げません。

(契約終了の場合の料金等の処理)

第6条 事由のいかんを問わず、本件契約が終了した場合、支払済みの入会登録料、授業料、教材費その他の受領済みの料金・費用は、返金しません。

(アノネ音楽教室約款等の変更)

第7条 (1)グランドメソッドは、必要に応じて適宜アノネ音楽教室約款等を変更することがあります。その場合、所定の方

法で適宜お知らせしますので、必ず変更後の内容をご確認のうえ、所定の方法でこれに同意するか不同意かの確認手続きを行ってください。なお、お知らせ後の直近の授業開始時までにはこの確認が行われない場合には、同意されたものとみなします。

(2)アノネ音楽教室約款等の変更不同意とされた場合には、契約を更新しない旨の意思表示がされたものとみなします。従って、本件契約は、お知らせした月の末日で終了します。

(個人情報保護)

第8条 グランドメソッドは、本件契約に関わって取得した個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに従って適切に管理します。

(知的財産権)

第9条 (1)グランドメソッドが配付する教材、資料あるいはグランドメソッドでの音楽学習指導の内容その他に関わる一切の権利は、グランドメソッドに帰属します。生徒および保護者は、これを、当該生徒の学習にのみ使用することができ、それ以外には一切使用してはなりません。とりわけ、以下の行為は禁止されます。

- 1)教材、教具その他の資料の複写・譲渡・貸与・編集・翻案等
- 2)授業の写真撮影・録画・録音等
- 3)アノネ音楽教室独自の授業方法を使用して、独自に教室を開設すること
- 4)教材等に付した「グランドメソッド」「アノネ音楽教室」その他の標章を毀損すること

(2)前項の定めに違反した者は、その結果グランドメソッドに生じた一切の損害(適正な弁護士費用を含む)を直ちに賠償します。なお、損害賠償の請求にあたり、グランドメソッドは、その違反者が違反行為によって得た収入金額(経費その他を控除する以前の収入額そのものをいいます)をその損害額とみなすことができ、違反者は、グランドメソッドの求めに従って、その収入額を裏付ける資料をグランドメソッドに交付しなければなりません。

(協議・管轄・残存条項)

第10条 (1)本件契約の定めに関わる疑義および定めのない条項については、グランドメソッドと生徒保護者とが相協力して誠意をもって協議検討し、迅速・円満な解決をはかります。

(2)本件契約に関わる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(3)本件契約終了後も、第8条、9条および本条の定めはその効力を保持します。

以上

アノネ音楽教室 会員規約

- ①この規約は、入会契約約款(以下、約款といいます)とともに、入会生徒や生徒保護者(以下、これを総称する場合、「生徒・保護者」といいます)の権利義務を定める大切なルールです。このルールを承認しこれを守る者のみが、アノネ音楽教室に入会を認められます。必ずよく読んで、理解したうえで、入会を希望する場合にのみこれに同意してください。
- ②約款または規約の改定が行われた場合は速やかにお知らせします。

(1)入会の手続きと生徒ID・パスワード

入会の手続きは、所定の方法にて行っていただきます。申込完了後、生徒ID・パスワードを書面にて通知します。当会在籍中各種サービスを利用される場合に使用しますので、大切に保管してください。なお、すでに花まるグループ会員の方もしくは以前、花まるグループに在籍されていた場合、新規生徒ID・パスワードは発行されません。従来のものを引き続きご利用ください。

(2)ウェブシステムへの情報登録

アノネ音楽教室では、会員情報管理のため「ウェブシステム」への情報登録をお願いしております。入会後にご自宅に送付される案内に従い登録の手続きを行ってください。その際、前述の生徒IDとパスワードを使用します。すでに花まるグループ会員の方は登録手続きの必要はありません。

(3)自動振替口座の登録と諸費用の納入方法

アノネ音楽教室では、入会登録料・授業料等すべてのお支払いを金融機関の指定口座からの自動振替により行っていただきます。新しく入会される方は、ご自宅に送付される案内に従い、所定のウェブサイトより振替口座をご登録ください。すでに花まるグループ会員の方はすでに登録済の口座からの引き落としとさせていただきます。なお、口座登録ができない場合、自動振替以外の方法でお支払いになることもできますが、その場合、振込手数料その他支払いに伴う費用はすべてご負担いただくことになります。また、別途事務処理手数料500円(税込550円)をお支払いいただきます。

なお、振替日は当該月の14日です(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります)。振替ができなかった場合は、翌月に再度請求いたします。

請求内容の明細は、一斉配信メールにてご確認ください。

(4)緊急時の連絡方法

災害の発生、天候不順等による授業開催の可否等緊急を要する連絡は、ご登録いただいたメールアドレス宛に電子メールにてお送りいたします。

(5)年間授業回数および授業料

年間の授業回数は原則として下記の通りです。毎月の授業料(月謝)としては、年間の授業料を12カ月(ジュニアオーケストラコースのみ11カ月)で均等割した金額をいただいております。月により授業回数が異なる場合がありますが、授業料は均一料金となります。ただし、入会月の初回受講日以前に、既に当該月における当該教室の授業が行われている場合、受講回数により授業料を減額する場合があります。

<年間授業回数>

集団音楽教室 年中長コース・小学生ベーシックコース:40回

個人実技レッスンコース・個人実技レッスンマスターコース:40回

ジュニアオーケストラコース:11回

集団音楽教室 エキスパートコース:12回

(6)入会登録料・授業料の割引

入会登録料は、すでに花まるグループに在籍されている場合は半額になります。また、ごきょうだい既に入会されている場合は半額、2人同時に入会される場合は上のお子さま分が半額になります。既にアノネ音楽教室に在籍され、同教室の新たなコースに入会される場合、入会登録料はいただきません。

授業料の割引には、きょうだい割引とダブル割引と併用割引があります。きょうだい割引は当該月にごきょうだいで在籍されている場合に、ダブル割引は1人のお子さまが当該月に花まるグループ内のコースを受講されている場合に、併用割引は1人のお子さまが当該月にアノネ音楽教室内の複数コースを受講されている場合に適用されます。自動振替の金融機関口座が同一であることが必要で、当該月の授業料が発生している場合のみ対象となります。休会の場合および入会

月の初回受講日以前に既に当該月における当該教室の授業が行われている場合には、きょうだい割引とダブル割引は適用されません。また、特別講座は対象となりません。

きょうだい割引では、ごきょうだいが2人の場合は500円(税込550円)ずつ、3人の場合は1,000円(税込1,100円)ずつ、4人の場合は1,500円(税込1,650円)ずつをそれぞれの授業料から均等に割引いたします。ただし、既にごきょうだいても花まるグループに所属していきょうだい割引が適用となっている場合は、割引が新たに適用されることはありません。

ダブル割引では、各コースの授業料から一律500円(税込550円)を割引いたします。

併用割引は、併用割引を適用する各コースの要項の「他コースとの併用料金」をご確認ください。音楽教室等と実技レッスンを併用されている場合の休会期間中には併用割引は適用されません。ただし、お通いのコース数によっては併用割引を適用いたします。また、入会月の初回受講日以前に既に当該月における当該教室の授業が行われている場合は、併用割引の一部が適用されます。当該月の参加回数ごとに1,000円(税込1,100円:授業料10,000円の場合)、または500円(税込550円:授業料8,000円の場合)を割引いたします。

(7)その他の費用

費用の種類、お支払いいただく期日に関しましては各コースの要項に記載いたしますので必ずご確認ください。

(8)諸費用の未納

授業料等の未納があった場合、除籍となる場合があります。未納の費用がある場合には、当会が企画・運営する野外体験イベント、検定等の各種サービス(有料のもの)に参加できません。また、ご家族の入会をご遠慮いただきます。

(9)退会(契約不更新)手続き

退会(契約不更新)を希望される月の10日までに、所定の方法をもってお手続きください。お手続きが所定の期日に遅れた場合、翌月末日までの在籍となり翌月分の授業料を申し受けることがありますので、必ず所定の期日をお守りください。

例:7月末日で退会(契約不更新) → 7月10日までに手続き完了

(10)退会(契約不更新)に伴う諸費用の取り扱い

入会登録料は、入会に際しての諸費用として充当されるため、理由の如何を問わず返金いたしません。また、年度途中で解約された場合、年会費も返金いたしません。

(11)休会および復会

休会を希望される月の前月10日までに、所定の方法をもってお手続きください。連続休会は原則として3か月間以内とします。休会が3か月を越える場合、退会となることがありますのでご注意ください。適切な事務処理を行うため、期日は必ずお守りください。休会期間中は授業料・施設設備費・月教材費をいただきません。休会期間の満了に伴い、自動的に教室に復帰(復会)となり、授業料等諸費用の振替が再開されます。

例:5月当初から休会 → 4月10日までに手続き完了

(12)教室の移動

教室移動もしくは曜日や時間帯の変更を希望される場合は、お通いの教室の教室長もしくはレッスン担当者にご相談ください。移動希望先教室もしくは時間帯に空き枠がある場合のみ移動可能となります。

(13)特別レッスン

年間授業回数他に、芸術鑑賞会(年2回)とクリスマスコンサートもしくはスプリングコンサートがございます。アノネ音楽教室の特別授業と花まるグループの授業やイベントが同日だった場合、授業料やイベント参加費等の割引、返金はいたしません。

※コンサートには事前練習がございます。

※実技レッスンは年間1回の発表会がございます。

※2023年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、特別授業の開催の有無につきましては別途お知らせいたします。開催決定後、開催方法および参加費等の詳細についてお知らせいたします。尚、参加費につきましては特別レッスンを実施する会場および運営方法により決定いたします。

(14) 祝祭日の授業

カリキュラムを遅滞なく進行させるという趣旨から、祝祭日に授業を行う場合があります。詳細につきましては、アノネインフォメーションから「年間スケジュール」をご参照ください。

(15) 振替授業

お通いの教室が何らかの事由により休講となった場合、別日に休講分の振替授業を行います。事由の如何を問わず、会員が欠席した場合の授業料の返金は一切いたしません。感染性の疾病(インフルエンザ等)に罹患したことによる欠席、あるいは感染拡大を防ぐために当会規定に基づく出席停止措置に関しても同様に、授業料の返金は一切いたしません。年中長コース、小学生ベーシックコース、個人実技レッスンコース、個人実技レッスンマスターコースに在籍されている会員の方が欠席をされ、振替授業をご希望される場合は、担当教室長もしくはレッスン担当者へご相談ください。本来通室する日の前後1週間以内で調整ができた場合に限り、振替授業を実施いたします。振替授業を実施できない場合の授業料の返金は一切いたしません。

(16) 授業欠席時の教材および配付物

欠席された授業で配付された教材やおたより等のうち、早急にお届けすべきと判断されたものに関しましては、教室にいらしていただいたうえで直接お渡しするか、もしくは送料着払いで送付いたします。

(17) 通室

徒歩、電車およびバス等の安全で適切な手段を利用して通室してください。

自転車に通室する際は、各自の責任の下、適正な所定の場所に留め置き、地域の住民および近隣の会社・商店等に迷惑をかけないようにしてください。

当会では、原則として駐輪場および駐車場は用意しておりません。自家用車で送迎される際も必ず近くのコインパーキング等の駐車場をご利用ください。

送迎時における駐停車等のトラブルにつきましては、当会では責任を負いかねますのでご承知おきください。

(18) 所持品

通室や授業の際に必要なない貴重品は教室に持ち込まないでください。盗難・紛失等につきましては、当会では一切責任を負いません。また、学習に関係のないゲーム類・お菓子等や、他の会員に影響を与え、危険を及ぼすおそれのあるものを持ち込むことは禁止します。

(19) 不適切な所持品の一時預かり

前項に反して禁止されているものを持ち込んだあるいは使用した場合、当該所持品を一時的に教室長もしくはレッスン担当者が預かることがあります。返却する際は、保護者の方に教室にいらしていただき、直接保護者の方にお渡しします。

(20) 落書きおよび器物破損

教室内の備品や壁・机・椅子・楽器への落書きは禁止します。また、悪質な落書きおよび器物破損に関しては弁償していただく場合があります。また、教室にて使用する楽器やタブレット端末を持参する場合、その管理はお子さまの自己責任で行ってください。

(21) 出席停止等

インフルエンザ等の感染性の疾病に罹患した場合、感染の拡大を防止するため、授業への参加をご遠慮いただきます。医療機関等から治癒証明書が発行された場合は、授業にご参加いただけます。また、お通いの学校等で、学級閉鎖等の出席停止措置が採られた場合には、当該措置が解除されるまで授業への参加をご遠慮いただきます。

(22) 除籍

適切な教育環境を維持し、教育の公平化をはかるため、約款第5条に基づき入会契約が解除された場合は、会員はその資格を失い、除籍となります。除籍となった場合、当会に再入会することはできません。

以上